

令和6年2月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月2日	2月16日	<p>ゴミ問題について 自治会ごとにゴミ捨て場を決め、沼津方式でのゴミの分別が出来るよう、各自治会に分別の確認を任せているかと思えます。 先日の事故でもあったとおり、自治会によっては、ゴミ当番なるものが存在し、どんな家庭の状況であらうとも病気が障がいを持っていようと、人手が足りないため無理にでもゴミの当番を行わなくてはなりません そのために動けない人はお金を払って他の代理の人をお願いする… やらない人は悪く、やるのは当たり前。 市民の中には辛い思いをして、それでも沼津方式を守るために目を光らせ、気のおけないネットワーク関係が出来ているのも事実です。</p> <p>ゴミの問題について沼津市として一市民の視線に立ち真剣に考えて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会で自らゴミの出せる世帯は減ります。家族や親戚は、高齢者の自治会へ出向き捨てに行かなくてははいませんか？ また出せない方はどうしますか？ ・狭いゴミ捨て場ではなく分別が一目でわかるゆとりを持ったゴミ捨て場の用意は難しいですか？ ・自治会任せにしても、すでに、各自治会の手も減っており殺伐とするばかりです。1度各自治会の実態を調査してほしいです。 <p>先日、殺伐としたコミュニティーに参加し、何のためのコミュニティーで、これからどうなっていくだろう…と、ゴミの問題を期に感じた為、市民の声として挙げさせていただきました。 高齢社会の進捗中、どうか沼津市としてのお考えと方向性を教えて下さい。</p>	<p>市ではごみの排出における市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的に、高齢者(70歳以上)のみの世帯及び家事援助を受けている障がい者のみの世帯を対象に、大型家具等の粗大ごみを戸別収集するサービスを実施しております。 また、燃やすごみや、プラスチック製容器包装等のごみ出しが困難な世帯については、沼津市社会福祉協議会が実施している「ちよいてつサービス」の利用をご案内しております。このサービスは、日常生活を送る上でちょっとした困りごとを抱える家庭に、お手伝いしてくれる方(ちよいてつさん)が入って活動し、困りごとを抱えていた人(おねがいさん)が少額の謝礼を払うというものです。そのほか介護ヘルパーを依頼している世帯においては、ヘルパーさんにごみ出しの協力をお願いしているケースもあると伺っております。</p> <p>分別が一目でわかるゆとりを持ったごみ集積場所については、現在、世界的に循環型社会の実現が求められる中、リサイクル可能なものは、できる限りリサイクルすることが重要となっております。このため、多くの自治体では、分別収集を実施しており、沼津市においても循環型社会の実現に向け、資源ごみの排出には、市民の皆さまに協力いただき、正しい分別により集積所に排出していただいております。</p> <p>ごみ集積場所の設置については、各自治会において住民の意見などにより選定していただき、クリーンセンター収集課が設置の許可しております。広いスペースのごみ集積場所があれば、資源ごみを排出する市民の皆様もより分別がし易くなるものと考えます。一方で、必要とされる広いスペースが自治会によっては存在せず、なかなか適地が見つからない現状がございます。また、住民の利便性や近隣の方の集積所設置に対する意向などもあり、やむを得ず、現在の集積場所となっているケースもあると認識しております。</p> <p>自治会の担い手不足といった自治会の実態については、それぞれの地区での会合などでお話を伺っているところです。そのため、市では自治会運営に関する講座の開催や市から自治会に選出していただいている委員数の見直しなど、住民の皆様がより参加しやすい自治会となるよう支援や見直しを行ってきたところです。 今後も引き続き各自治会の皆様の声に耳を傾け、より参加しやすい組織づくりに向けて努めてまいります。</p>	<p>クリーンセンター 収集課 地域自治課</p>
2月2日	2月9日	<p>沼津市生活応援商品券 今日沼津市広報と一緒に沼津市生活応援商品券としてQUOカードの配布のチラシが入って来ましたが、正気の沙汰とは思えません。 QUOカードが使える店が沼津にあっても本社が沼津にあるのはガソリンスタンドぐらいのもので、元売りは大手の企業で沼津の商店など皆無じゃないのか、コンビニだってオーナーは沼津の間でもロイヤリティーで4割も本社に持っていかれるのを為政者は知らないのか！ もっと沼津の商店なり企業に貢献できる金の配布方法があるだろうに！ 沼津独自の商品券を配るのに印刷代金がかかるというのなら、現金を各出張所でほしい世帯に取りに行かせる方法だって、あるんじゃないのか！ 行かれない年寄りには代理人なり民生委員なり、自治会長なりに依頼すれば、費用だってかからないだろうに！ QUOカードの配布など愚の骨頂だと思う！ 選挙が近いのか選挙めあてのばらまきにとしか思えないあまりにもお粗末な政策だと思う。 即とりやめるべきだ。</p>	<p>本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、市民生活を応援するため実施するものであります。 ご指摘のとおり、市内事業者への還元も重要ではありますが、本事業におきましては、市民の皆様へ迅速に給付することも重要であることから、本市独自の商品券を新たに発行するのではなく、既存の商品券を配付することといたしました。 また、現金による給付については、全世帯約94,000件の申請や、振込口座の確認などが必要となり、支給までに多くの時間を要することなどから、実施しないことといたしました。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>政策企画課</p>

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月5日	2月8日	<p>高校生の自転車ヘルメット義務化について 去年から自転車ヘルメットが努力義務化されました。現在は努力義務なので強制ではありませんが、高校生は義務化するべきと提案します。 沼津市は高校生が多く、高校生の自転車が多く、学園通などはいつもヒヤヒヤして見えます。 高校生は運転もまだ未熟で危険運転も多く、体も完成しきっていないので一度事故になれば大変なことになります。大切なこどもの生命を守るため、沼津は高校生の自転車ヘルメットを義務化することを提案します。市内の高校に校則でヘルメットを義務化するようにご指導ください。こどもの生命を守る都市沼津で、よろしくおねがいします。</p>	<p>自転車乗車時のヘルメット着用は、道路交通法の改正により令和5年4月1日から全年齢に対して努力義務となったことから、本市ではこれを契機として、より多くの市民に着用を促すべく、警察や交通安全協会など関係機関と連携を図りながら、幅広い世代への啓発や広報を実施しております。 また、高校生に対しましては、多くの生徒が通学時に自転車を利用することから、市内12校の高校で組織している「沼津市高校生自転車マナー向上委員会」において、自転車ヘルメットの積極的な着用をお願いしております。 今回ご提案のありました高校生の自転車ヘルメットの着用義務化につきましては、各高校の運営・経営方針などにより全校統一の指導は困難な状況です。 しかしながら、自転車乗車時にヘルメットを着用することは命を守る上で大変有効であるため、本市としましても着用率向上に取り組んでまいります。 今後とも交通安全の周知啓発に努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	生活安心課
2月6日	2月14日	<p>原駅前駐輪場について 現在トイレ設置の工事のために駐輪場の金具を一部ははずしてますね。工事が終わった後に戻すのなら、もっと間隔をあけて設置して欲しいです。間隔が狭すぎて隣の自転車のハンドルにかごやハンドルがひっかかって出しにくく必ず擦れるので塗装がはげたり壊れたりします。風で倒れるのを防ぐのに金具は必要ですが、高齢化がさらに進んで電動アシスト付自転車が増えると予想されるのに、重たい自転車を上の段に上げるのは大変です。上の段に上げる金具をやめて間隔を広げて設置できるようにしてください。使いにくいと思っているのは私だけではありません。</p>	<p>原駅自転車等駐輪場は多くの方にご利用いただいております。限られたスペースに利用台数を確保するため、間隔が狭いラックを使用しております。 また、当該ラックは令和元年10月に設置した新しい設備であることから、工事完了後には再設置いたします。 今回、トイレの新設に併せて駐輪場を拡幅し、ラックが無い平面の駐輪場を広げることといたしましたので、駐輪場の混雑状況をご確認いただき、ご利用いただけますと幸いです。 引き続き駐輪場の利用環境向上に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	まちづくり政策課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
2月7日	2月16日	<p>沼津市民体育館でのイベント時の個人利用の制限</p> <p>体育館でプロバスケットボールの試合がある土日に、弓道と卓球の個人利用者が使用出来ない日が三日間連続である月があります。</p> <p>施設側の運営の都合か、駐車場が少ないからなのか、理由を公表しないので分かりません。土日が利用不可で使用できる日が少ないと、不満の声があります。市民がスポーツを楽しむための市民体育館ですので利用の制限が無くなるように改善をお願いします。それが出来ないのであれば何故、利用制限があるのか書面にて利用者に公表して頂きたいと思っております。</p>	<p>香陵アリーナでは、現在、プロリーグのバスケットボールとバレーボールの試合が行われる際、試合の前日または前々日から、会場以外にも準備等に必要の諸室を主催者が予約しております。</p> <p>試合会場外の卓球場・弓道場・武道場などの諸室は、選手や関係者が利用するトイレ・更衣室等とつながっており、試合準備に伴う資機材の搬出入時の事故防止や、試合前後のプロスポーツ選手との接触及び怪我のリスク回避など、安全確保のために利用制限を行っております。</p> <p>プロリーグ開催によって「みるスポーツ」を楽しむ市民が増える一方、「するスポーツ」を大幅に制限することのないよう、利用者からの意見をもとに、プロリーグ主催者と協議を重ねた結果、令和5年12月から、全日・全館貸切ではなく、一部諸室や午前の時間帯は一般利用ができるように変更しました。引き続き、主催者に対して市民利用への協力を依頼してまいります。</p> <p>なお、プロリーグ開催により施設の利用制限がかかる際には、試合の2週間前から、試合内容のほか利用制限がかかる諸室、通路、時間帯等について、ホームページ及び館内へ案内を掲示しております。</p> <p>個人利用いただいている市民の皆様にはご不便をおかけしますが、プロリーグを始めとする大規模イベントやそれに伴う利用制限等の周知をよりいっそう図るとともに、様々な利用者が楽しめる香陵アリーナを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	ウィズスポーツ課
2月8日	2月20日	<p>高架事業と土地区画整理事業</p> <p>沼津駅近くの線路沿いのマンションに居住しております。高架事業と土地区画整理事業について、理解した上で住んでいるものの、事業進行により現実味が増してきたことで不安を感じる点が出てまいりました。内容をお送りさせていただきますので、対策等についてご回答くださいますと幸いです。</p> <p>・高架事業について 自宅マンション前が線路になっているため着工および完成後の騒音が不安です。現在の電車走行音や保線工事音には慣れているものの、着工後の工事の音が懸念されます(特に早朝・夜間工事)。 また高架完成後は線路が上方に移ることで住居に近づいたため、現在よりも大きな音になることが予想され、その点も気になります。 工事時間調整や防音壁設置等について、何か検討予定はあるでしょうか。 ・土地区画整理事業について マンションの線路を挟んだ向かい側が沼津市の「沼津駅南土地区画整理事業第二地区」の区域に該当しています。 こちらの区画は比較的に広大な土地となっているため、区画整理により、跡地に高層ビルが建つ可能性があるのではないかと不安に考えています。 手前都合ではありますが、現在のマンションは伊豆の山々や駿河湾が見渡せる良好な景観がポイントとなっており、購入を決めた理由にもなっています。 仮に目前に高層ビルが建つと非常に痛手です。 こちらの区画に関して区画整理後の事業予定・開発予定はあるでしょうか。 また区画整理後の事業に関しては、周辺景観に配慮いただけるよう、調整をお願い出来ますと幸いです。 ※沼津市により区画整理後の街並イメージ図が作成されていますが、すでに他の区画にはイメージと異なる街並が形成されているため参考になりにくいです。 付近には同じような立地のマンションがいくつかあるため今後同様の不安を感じる方も出てくるのではないかと考えます。 重ねて恐縮ですが、もし何らかの対策等の予定があれば、お教えいただけると安心です。 また現在は対策の予定がない場合でも、今後ご検討いただけると幸いです。</p>	<p>○鉄道高架事業について 高架化工事につきましては、騒音・振動等に関する環境関連法令に適合することはもとより、周辺環境への配慮のため、極力低騒音・低振動な工事となるよう努めてまいります。また、基本的には早朝・夜間工事は行わない予定であり、通勤・通学時間帯にも配慮した工事日程を編成する予定です。</p> <p>幹線道路との交差点などでは、工程上やむを得ず夜間工事を行うことが想定されますが、その際には周辺にお住いの皆様に事前にお知らせするとともに、道路利用者への一定の周知期間を設けるなど、皆様のご理解を得たうえで実施いたします。</p> <p>完成後の鉄道騒音についてですが、ご懸念のとおり、現在より鉄道の線路高が上がるため、上層階にお住まいの方は鉄道との距離が10m程度、物理的に近くなります。鉄道施設の整備にあたっては、県・鉄道事業者と協力し、他都市の高架化事例を参考にしながら、列車の走行音を可能な限り低減するような技術の導入を図ってまいります。また、完成後も周辺の皆様からのお声を伺いながら、必要に応じて調査や対策を継続してまいります。</p> <p>なお、現在の沼津駅には貨物鉄道の線路や設備がございますが、これらは鉄道の高架化に先立ち原西部地区(現在整備中の新貨物ターミナル)に移転することから、お住まいの近傍での貨物列車の着発や切り離し、連結等の作業や、時間調整のための停発車がなくなるとともに、線路上の分岐器やレールの継ぎ目も大幅に減少するため、ジョイント音(レールの切れ目で発生する「ガタンゴトン」という音)も減少するものと想定されます。</p> <p>○土地区画整理事業について 土地区画整理事業において、道路や公園などのインフラ整備と宅地の造成工事は市が行い、その後、それぞれの宅地における開発・建築行為は地権者(土地所有者)が行います。 線路を挟んだ向かい側の土地は、ご指摘のとおり「沼津駅南第二地区土地区画整理事業」の施行区域に該当しており、今後、鉄道高架事業の進捗に伴って併せて事業化しますが、市としましては、まちづくりにおける景観という視点は大変重要であると認識しており、当該地区の事業実施にあたっては、景観に配慮した住みやすいまちづくりが進められるよう、法令等による規制・誘導を検討してまいります。</p>	<p>推進課 沼津駅周辺区画 整理事務所</p>

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月9日	2月16日	<p>クーリングオフの実効性(率)と課題について</p> <p>1. 悪意を持って消費者に負担を強いる物品販売・サービス提供に対する抗弁の仕組みとして認知されていますが、その実効性について</p> <p>2. 100件の申立てを行った後、実際に返還(返金)があった割合は〇〇%でしょうか？</p> <p>国・県・市の統計があればお尋ねしたいです。</p> <p>3. というのはテレビ等で民間事業者は購入者の満足度は90%で消費者をあおっています。(裏付けを欠く誇大広告と思いますが…)</p> <p>4. 消費者(特に高齢者)は結果として意に沿わない高額な物品購入やサービスの提供を受けてしまいがちです。</p> <p>5. そこでクーリングオフの詳細で丁寧(高齢者向け)な手引書(マニュアル)を作成して頂けないでしょうか！その前提となるのは返還率・返金率の実効性と考えます。行政が〇〇%と高い率を示して頂ければ申立てについて心強いです。(民間と異なり安心です)</p> <p>6. マニュアルには販売元・サービス提供元とのトラブルになった場合の対処方法も示して頂きたいです。販売元・サービス提供元もありとあらゆる手段を使って返還(返金)不可と抗弁するでしょう。「返して下さい・返せません」とトラブルになります。(長期戦になりお金もかかります)誰でもトラブルはいやです。結果として係争(裁判ざた)になることもあります。係争になった場合でも「行政は消費者に寄り添い弁護士等の専門家を紹介するなど丁寧できめ細やかな相談・支援を結果が出るまでやりますよ」と言ってくれれば心強いです。(裁判は手続きが難しく高齢者はなじめないとの側面があります)</p> <p>行政として「消費者(特に高齢者)が「泣き寝入り」をしないクーリングオフの仕組み作りをぜひお願いします。(手引書作成と最後まで行政職員が寄り添います)クーリングオフの「実効性を高める」がキーワードと考えます。宜しく申し上げます。</p>	<p>日頃より、本市消費者行政にご理解をいただき、ありがとうございます。</p> <p>クーリング・オフは、消費者と事業者との間の契約のうち、訪問販売や電話勧誘販売等、特定商取引法に規定する取引の形態に該当するものについて、契約書面等を受け取ってから一定の期間内であれば、「無条件」に申し込みの撤回又は契約の解除を行うことができるものです。</p> <p>本市消費生活センターにおいても、市民の皆様から受けた消費生活相談のうち、クーリング・オフが可能と認められるものについては、クーリング・オフを行使するための書面の作成等について支援を行っており、令和4年度には、支援に基づき22件のクーリング・オフが行使され、約1,226万5千円の救済につながりました。</p> <p>(国民生活センター及び静岡県は、救済件数及び救済額については統計を取っておりません。)</p> <p>一方で、クーリング・オフは、事業者が突然消費者宅を訪れ、時間を与えず契約を迫る等、「不意打ち性」等により事業者が消費者よりも優位な状況の中で結んだ契約について、消費者を保護するために認められた制度であり、通信販売やインターネット販売等、消費者自身が考える時間を得られるものについては認められていません。</p> <p>しかしながら、通信販売やインターネット販売等において、定期購入が前提である安価な初回購入額を示す一方、定期購入についての記載が見えにくい等により、定期購入であることを認識せず購入したとの相談も消費生活センターに数多く寄せられており、消費生活相談員が事業者と消費者との間に入り、問題解決のための交渉を行う「あっせん」も実施しております。</p> <p>更に、裁判等が必要と考えられる場合には、本市にて設置する弁護士相談を紹介する等、問題解決に努めております。</p> <p>本市といたしましては、こうしたトラブルが生じた後の救済の取組だけでなく、消費者トラブルに遭わないために必要な知識等を事前に身に付けていただく消費者教育も重要であると考えております。</p> <p>このため、高齢者の出前講座、消費生活展等で啓発活動に取り組むとともに、クーリング・オフができる取引・出来ない取引の違いやクーリング・オフを行使するための書面の書き方等を記載した手引等を配布しております。</p> <p>また、トラブルの相談窓口としての消費生活センターを市民の皆様を知っていただけるよう、広報めまづにトラブルに関する事例や消費生活センターを紹介する記事を掲載しております。</p> <p>引き続き、消費者の皆様が消費者トラブルに遭わない「安全・安心なまち」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。</p>	生活安心課
2月13日	2月16日	<p>広報めまづについて</p> <p>2023年度、自治会で組長をやらせていただきました。組長の仕事の中で、月に2回の広報沼津の配布というものがあ</p> <p>るのですが、これをやってきた中で感じたこととして、月に2回も広報を発行する必要があるのか、と感じました。月に2回発行のコスト、取材から始まって、印刷、発送、それを配る人の負担(特に高齢者が組長をやっている場合、坂が多い自治会なので足腰が疲れると言っています。)を考えるとせめて月に1回でいいのではないのでしょうか？</p> <p>タイムリーな情報はネットに掲載するようにしたら良いかと考えます。</p> <p>ネットをうまく使えない高齢者はどうすれば！？という声が出ると思いますが、それに対応するために紙の媒体を存続させるのではなく、パソコンやスマホの講習会、あるいはそういったインフラの整備をすべきではないのでしょうか？</p>	<p>沼津市は現在、1月1日号を除き月2回、年間23回の広報めまづを発行しています。</p> <p>広報紙を始め、市からの配布物につきましては、自治会役員の皆様のご協力をいただき、市内各戸にお届けできているものであり、重ねて御礼を申し上げます。</p> <p>今年度実施した「市民意識調査」において、広報めまづの発行回数についてお尋ねしたところ、「月1回でよい」とする割合が44.1%と一番多い回答でありました。しかし、「現在の月2回が妥当」とする声も40.4%と同程度あり、10代と60代以上で現状の発行回数の維持を希望する割合が高いという結果となりました。また、市政情報の入手方法についてお尋ねしたところ、「広報めまづ」が65.3%と最も多く、どの世代においても広報めまづが市政情報を得る重要な媒体となっています。</p> <p>現状の月2回から広報紙の発行回数を削減することによって、印刷代、配送費等の発行経費が削減されること、そして役員の皆様のご負担が軽減されることがメリットとして考えられます。一方で、広報紙は高齢者の方や電子情報の取扱いに不慣れな方にとっても必要不可欠な広報ツールであり、市民の皆様へ最新の情報を届けるという市民サービスの観点から、現時点では月2回の発行が適切であると考えておりますので、ご理解いただければと存じます。</p> <p>現在でも、広報紙は市ホームページに掲載しているほか、アプリや電子書籍ポータルサイトを利用してスマートフォンやタブレット端末でご覧いただけるよう対応し、多様な手法にて多くの皆様に情報が届くよう努めているところでございます。</p> <p>今後におきましては、社会情勢やライフスタイルの変化、市民の皆様のご意見などを踏まえ、時代に即して有益かつ効果的な広報紙発行について検討してまいりたいと考えております。</p>	広報課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
2月16日	3月1日	<p>公園整備について 沼津で子育てを始めてもうすぐ3年が経ちます。子育てするなら沼津というスローガン？をよく見かけますが、今のところ医療費が無料以外の良さがわかりません。特に公園や子どもの遊び場が本当に少なく、早くどうにかならないかと思ひ見させていいただきました。 公園はありますがとにかく駐車場がない、トイレがない(汚すぎる、古すぎる)これはどうにかありませんか？車が必須の地域で駐車場がない公園が多すぎます。数台でも停められる場所は作れないでしょうか。 沼津の大きな公園で割と整備されているのは門池公園でしょうか。ここしか駐車場もトイレも整備されているところはありません。高沢公園、せせらぎ公園、良いところは駐車場がありません。千本公園もトイレがありえない汚さと狭さ。駐車場は海のそば、ベビーカーなんて使えません。愛鷹公園の芝生広場のトイレも大きな市の公園のトイレだと思えませんが、中央公園も整備しているようですが、遊具はない、駐車場はない、、子どもにも視点を向けていますか？市民なので管轄が違うなどあるのかもしれませんが、とにかく外で子どもたちがのびのびと遊べる場所をつくってください。 他地域の公園視察などに行かれてみてはいかがでしょう。 沼津以外の近隣市町村はどこもきれいに整備され、のびのび遊べる場所が沢山あります。駐車場もトイレもしっかりあります。2,3台でも停められる場所はあります。 富士や御殿場は特に公園が整備されていて羨ましいです。土地が広いものもあるかもしれませんが、それにしてもしっかり整備されていてそこにお金をかけているのがわかります。新しい体育館が出来る時も、子どもが遊べる空間あるかな！とわくわくしましたが、なにもなく。 ずっと住んでいる沼津でしたが、子どもを育て始めて、なんでこんなに遊び場がないんだと落胆しました。毎週末近隣地域の公園にいっています。 子育てするなら沼津と謳うのなら、もう少し公園整備に力をいれたいです。</p>	<p>本市では、市民の憩いの場や子どもの遊び場、にぎわいの拠点となる空間として、152箇所の都市公園や緑地などがあります。</p> <p>公園のトイレにつきましては、定期清掃に加え、日常的に蓄積された汚れを落とす重点清掃を行い、利用者の方が快適に使用できるように適切な維持管理に努めているところです。</p> <p>また、老朽化したトイレや遊具などの公園施設は、経過年数や劣化状況などを踏まえ、現在計画的に改修を行っており、ご指摘のありました千本浜公園については、来年度駐車場入り口トイレを一部改修を予定しており、令和7年度に大型遊具近くのトイレを改修を予定しております。愛鷹運動公園のトイレにつきましては、耐用年数を踏まえて今後計画的に改修を予定しております。</p> <p>駐車場につきましては、広域からの来園を想定した13箇所の総合公園など(愛鷹運動公園、門池公園など)に設置しておりますが、8割以上の公園は、主として近隣に居住する方の徒歩での来園を想定した比較的面積の狭い街区公園(せせらぎ公園、高沢公園など)のため、駐車場の設置はしてありません。</p> <p>現在、公園などの広場空間の整備として今年3月に新体育館駐車場周辺広場、4月に蛇松広場の整備完了を予定しています。また、鉄道高架事業においては現在基本計画を策定中であり、現貨物ターミナル跡地に防災機能を有した公園の整備を予定しております。このように様々な事業の進展に併せて、新たな公園などの広場空間の整備を行うとともに、民地を活用したあき地公園や民間開発による公園の整備などの機会も捉え公園の確保に努めてまいります。</p> <p>皆様が安心安全に利用しやすく快適な公園づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	緑地公園課
2月19日	2月22日	<p>QUOカード 物価高騰対策として配布するのであるなら、何故スーパーマーケットが一件も利用可能な店舗として無いのか理解できない。 面倒なことではできるだけ避け、見かけだけ市民のためにやりましたと言う典型的なお役所仕事以外の何物でも無い。 3,000円のQUOカードで上下水道の値上げでは年金生活者はどうにもなりませんよ。</p>	<p>本事業においては、①市民の皆様へプッシュ型で迅速な給付ができること、②子どもからお年寄りまで認知しており、誰でも使い方を知っていること、③手続きなしに届いてすぐに使えること、④全国どこでも使えること、⑤市内において多くの店舗で使えることなどを踏まえ、「QUOカード」を選択したものです。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策の参考にまいります。</p>	政策企画課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月20日	3月4日	<p>自転車盗の対策について 令和5年の沼津署管内での自転車盗発生件数が300件(暫定値)で令和4年に対し+64件になっています。 沼津警察署及び沼津市役所として具体的対策が乏しいと思います。 私は、駅駐輪場に設置されている防犯カメラが抑止効果はあると思うが、自転車ドロボーから見るとダミーとしか見られていないでしょうか？ 市として本当に自転車盗をなくす気が有るならば、自転車盗報告の時間帯・場所位置・タイプ・色等に対し、防犯カメラにて検索する事が出来公開することにより更に低減する事が出来ると思います。 まず、防犯カメラ設置条例及び公開基準の見直しを行い、本気で活動をお願いしたいのです。</p>	<p>自転車の盗難対策としましては、警察及び防犯協会の関係機関等と連携し、自転車利用者が多い通勤・通学時間帯に沼津駅周辺において定期的に自転車の盗難防止を呼びかけるほか、防犯教室等において幅広い世代に向けた啓発活動を実施しております。 しかしながら、近年における市内の自転車の盗難件数は増加傾向であり、その約7割が無施錠による盗難被害であることから、自転車利用者に対して施錠の必要性について様々な機会を捉えて引き続き周知し、より一層の防犯意識の向上を図ってまいります。 また、主に鉄道駅周辺にある12か所の駐輪場における自転車の盗難対策としましては、収容台数の多い5か所に監視カメラを設置するとともに、場内ではのぼり旗や看板等により監視カメラが作動している旨を周知しております。さらに、監視カメラを設置している駐輪場も含め、12か所の駐輪場内を管理業務委託者が巡回することでも盗難防止を図っております。 なお、市営駐輪場の監視カメラに記録された映像には利用者の個人情報が含まれるため、一般に広く公開することはしておらず、警察に捜査協力を求められた場合のみ映像を提供することとしております。 今後とも防犯意識の向上に対する周知啓発に努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	生活安心課 まちづくり政策課
2月20日	3月4日	<p>総合体育館における体力測定について 新体育館の市民は年齢別にどのように利用されているのでしょうか？ 私は未だ利用していません。 提案したいのは、年に1度誕生日に希望者の体力測定及び診断をすることが出来ないでしょうか。 旧体育館では過去体力測定と診断をやっていて受けた事がありますが、現在やられていましたら教えてください。 体力測定と診断により、自分の以後1年間の運動量や内容を把握し、1年後の測定を励みに体力を維持出来ると思います。</p>	<p>香陵アリーナ(新体育館)では、旧市民体育館同様、トレーニング室にて体力測定を行うことができます。体力測定を行うためには、最初にトレーニング室の初回講習会を受けていただく必要があります。初回講習会の受講につきましては、香陵アリーナホームページや館内でお知らせしている講習会開催日時にあわせて、直接トレーニング室へお越しください。なお、初回講習会受講の際には、トレーニング室の利用料金がかかります。 体力測定会は予約制で、65歳以上の方は月・木曜日、65歳未満の方は水・金・土曜日に行っており、開催日時や予約方法の詳細につきましては、トレーニング室受付窓口までお問合せください。体力測定後、指導員による診断、体力づくりのためのトレーニングに関するアドバイスが受けられます。 市民の皆様の健康づくり・体力づくりの促進を目指し、体力測定のほか各種スポーツ教室や運動プログラムも開催しておりますので、ぜひ香陵アリーナをご利用ください。</p>	ウイズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
2月22日	3月8日	<p>保育所の入園手続き 1月に沼津に妻と1歳2カ月の娘の3人家族で大阪から移住してきた家族移住者です。元々の沼津の街や人が好きで移住しましたが、唯一大きな不満を抱えている育児、保育所の問題について意見申し上げます。</p> <p>今回の事態から明らかになった問題提起として ・家族で移住した場合、全く加点要素がなく入園にハードルがある。 ・保育園選考全般にかかる選考基準と待機児童センターの基準のどちらを優先するのか不明確で市民からみれば職員に大きな裁量を持たせていると感じさせるような市民に不利な裁定が下されてしまう。 ・4月選考を1月下旬を締切に設定して市民側が選考そのものの辞退は可能だが一部希望園の変更は認められないシステムで身動きが取れない状況にしておきながら待機センターを利用することに決めれば、利用前の時点で4月選考そのものの辞退もできなくなり、希望園も利用前から変更できないうえ、4月選考の状況も行政側が把握しているのに市民が把握できない雁字搦め状況になっている。 の3点があげられると考えており、それらへの改善策を以下の意見を参考に改善していただくことを強く希望いたします。</p> <p>(1)保育所の入園認定基準(加点)に移住加点を少なくとも2点程度設けること。 静岡市が導入されているものを参考に、仮に今後も移住推進をされるお考えがあれば、独身世帯だけでなく子育て世帯の移住にも目を向けていただき、地域に定着されている住民の方も子育て世帯の中にいらっしゃることかと思しますので、県外から移住、夫婦ともに地元事業所に転職などの要件を設けつつ、制度改善をされることを強く望みます。移住者には市内企業への転職を希望されるケースも多いと聞き及びます。転職初年度はいきなり休暇を取るなどは難しいことは常識的に理解できるかと思しますので、夫婦いずれかの転勤に比べて圧倒的に保育が必要とされる状況があるといえますし、その点をより留意した形で加点していただければよいのではないかと考えます。</p> <p>(2)待機児童センター利用を決める際に希望園を確定する方式への変更 待機児童センターを利用すると決める際に、希望園を改めて確定させる方式への変更を行うことで、全体の選考との記述の齟齬や不記載にもなる問題を解消できると考えます。特に4月選考においては締め切りが実際の入園日からあまりにも離れているため、今回のように、一時待機をあきらめるか、2カ月連続慣れ保育をする可能性を選ぶかという苦渋の選択を迫られることになりかねず、せめて生活環境が親子ともに変化しにくいアークセスの園に絞ることができる体制整備をお願い致します。</p> <p>(3)4月選考における入園調整前の選考結果の公開 今回担当係長とのやりとりでシステム上の問題も上がっておりましたが、4月選考において特に待機児童センター利用を検討している親に対しての園との調整前の選考の結果(少なくともいずれかの園に通過しているかどうか)を公開する必要があると考えます。4月選考に通っているのがわかれば、2カ月連続で慣れ保育という時間的コストの浪費も防げますし、わかっている情報を公開せず不利益を被ることは市民に対しての説明責任の取り方として問題があるのではないのでしょうか。 このほか、公立園の園見学のあり方など保育所を巡ってはいろいろと問題に感じる点もありますが、移住してきた私だけの問題ではなく、今後も移住推進もされ、子育て環境の充実も検討されるのであれば、ぜひ今後の子育て世帯の市民、移住希望者のためにも提案を参考に、可能であれば取り上げていただけますよう、切にお願い申し上げます。現在置かれた状況を他府県に住む知人に説明すると「俺の中で沼津はもう子育てに向かない都市になっている」との辛辣な言葉が返ってきました。 私自身、アニメの影響で夫婦ともに移住をしようと数年越しの計画で実現し、街も人も好きでこの街がよりよくなってほしい思いがありますが、この間の行政対応、特に子育て施策については本当に失望しているというのが本音です。</p>	<p>この度は、お子様の入所に関して大変ご不便をおかけしております。ご意見・ご提案につきまして、それぞれご回答いたします。</p> <p>①保育所の入園認定基準(加点)に移住加点を少なくとも2点程度設けることについて 保育園等への入所については、市で定めた利用・調整基準に基づく点数制によって調整を行っており、まず利用基準で保育を必要とする要件に応じて点数を定めたいうえで、調整基準としてご家庭の事情に応じた加点を設け、その合算により優先順位を決定しています。 調整基準では、保育の緊急性を考慮したひとり親世帯の加点や、ご家庭の負担を考慮したきょうだい児に対する加点、保育園等の受け入れ態勢の確保といった側面を考慮した保育士に対する加点などを設定しており、様々な保育ニーズや定員の都合上、ご要望全てにはお答えできていない状況はありますが、都度検討の上、改正を重ねているところです。ご提案いただきました転入者に対する加点につきましても、現基準とのバランスを含めた判断となりますが、他市町の事例も参考にしながら、導入の可否を含め検討してまいります。</p> <p>②待機児童センター利用を決める際に希望園を確定する方式への変更について 待機児童預かり(金岡待機センター)は、保育の必要性が高いにも関わらず保育所等に入所できなかった0、1、2歳児を対象に、入所できるまでの間、緊急的にお預かりする制度です。保育の緊急性を考慮して待機センターの利用を決定すること、以降の入所調整で優先することを踏まえて希望園変更不可の制限を設けており、待機センター利用時と保育所等入所時の2度、慣れ保育期間があることも併せてご理解の上、申込みいただくこととしています。このことから、4月に限らず待機センターの申込み時点で以降の希望も確定していただく運用としておりますが、入所申込の案内冊子の記載や窓口での説明が不足しており、ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。 今回の件を踏まえ、改めて様々なケースを想定の上、調整の在り方や案内の内容など、より良い方策がないか今後検討を進めてまいります。</p> <p>③4月選考における入園調整前の選考結果の公開について 入所調整の手順としては、子育て支援課で利用・調整基準による優先順位を決定した後、各園への依頼を行い、回答をもって入所内定となります。その過程では申請取り下げや園の受け入れ体制の変化など流動的な部分があるため、意見者様への応答のタイミングでは調整途上の段階でお伝え出来ない旨ご説明させていただいたところです。 以上のことより原則は通知をもって結果をお伝えすることとしておりますが、園との調整が完了し、当課で入所の可否が確認できた時点以降であれば、事情に応じ個別の問い合わせへの対応は可能と考えております。</p> <p>以上を今回のご提案に対する回答とさせていただきますが、今後も保育所等の受け入れ体制を含め、子育てしやすい環境作りに努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	子育て支援課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月28日	3月14日	<p>沼津市総合体育館(香陵アリーナ)の当日利用について 先日沼津市総合体育館(香陵アリーナ)を利用しようと思いました。当日10時ごろTELすると15時から18時が空いているが今予約できないので15時に体育館に来てくださいとのこと。 中学生のメンバーを集めて14時45分に体育館に行きました。受付の方は現在他に使いたい人も来ていて体育館側はタッチしないので来た人で話し合っ使用の方を決めてくださいとのこと。 また、その後に使いたい人が来られたらその都度話し合ってくださいとのこと。 話し合いがなんとかまとまり時間ごとで交代することになりました。ようやく15時10分ごろ受付しようとしたら利用者全員の身分証を提示してくださいとのこと。中学生なので持ち合わせていません。なぜ朝TEL時に教えてくれなかったのですかと問い合わせるとホームページに載っていますとのこと。仕方なく利用を断念しました。</p> <p>ご提案 1.利用者全員の身分証の必要性に疑問を感じます。中学生であれば責任者(保護者)1人で十分ではないでしょうか。 2.そもそも市民のうちどれくらいが身分証を携帯しているでしょうか。どうしても必要ならホームページだけでなくもっと周知徹底が必要ではないでしょうか。 3.事前にTELがあれば必要なものは伝えるべきでは。来訪時同様です。 4.今回はたまたままとまりましたが利用方法を利用者にも丸投げはトラブルの可能性があるのでやめた方がよいと思います。 一般的だと思うのですがTEL等連絡があった順に優先権が与えられる方法をよく聞きます。 5.今回であれば15時以降、その都度話し合いというのは難しいと思います。15時から18時の時間帯であれば15時の最初の話し合いに参加できなければ利用できない。利用者がいなければ利用できる方がよいのではないのでしょうか。 以上ですが今のままではせつかく市民の税金で建てた体育館の利用が制限され有効活用されないのではと思いますご提案させていただきます。 ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>このたびはご不快な思いをさせてしまい、申し訳ありません。 現在の香陵アリーナ利用者の9割は、団体による専用利用(5名以上で、施設を貸切して利用する形態)ですが、利用日前日の正午時点で空いている施設については、個人による共用利用(4名以下で、施設を貸切ではなく共用して利用する形態)として開放し、一人でも多くの方が利用できるようにしています。団体の当日利用は、原則、利用申込を受け付けておりませんが、他の利用者や施設の空き状況のほか、共用利用であることをご理解いただいたうえで、個人による共用利用と同じ方法でご利用いただいております。 当日、利用したい方が同時に複数あった場合には、譲り合っご利用いただくようお願いしています。利用する場所や時間帯を指定する等、スタッフが提案することもあります。基本的には多くの方がご利用いただけるよう、利用者同士で利用方法を話し合い、決定していただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 香陵アリーナの当日の利用方法については、当日空いている施設の利用は個人による共用利用となり、窓口で利用申込を受け付けております。利用申込時に個人利用者登録を行います。住所や年齢確認のため、中学生以上の方については身分証等の提示をお願いしています。身分証等をお持ちでない方は個人利用者登録ができないため、ご利用できません。なお個人利用者登録後は、会員証の提示のみで利用ができます。 なお施設を専用利用する場合は、団体はインターネットまたは窓口で、個人は窓口で、利用日の前日正午まで予約ができます。電話による予約はダブルブッキング防止のほか、スタッフが電話に出られない等、架電のタイミングがずれることにより公平に先着順で受付できないことから、行っておりません。 香陵アリーナの利用方法や必要な持ち物等について、より分かりやすくホームページや窓口等で案内するとともに、電話や来館時のお問合せへの丁寧な対応について、スタッフへの指導を徹底してまいります。</p>	ウイズスポーツ課
2月28日	3月12日	<p>津波避難ビルの拡大運用(指定) 津波ハザードマップ改訂版が各家庭に配布されました。 私の住む千本地区〇〇は想定・津波浸水域ではありませんが、津波避難訓練対象区域であり、避難訓練を実施しています。北東方向は第一地区に接しておりますが、第一地区は避難訓練対象区域ではないため避難ビル等の指定などはされていません。 ハザードマップなどには「津波災害警戒区域の外へ逃げる」「海と逆方向へ逃げる」ことなどが書かれており、最寄りの避難ビルに加え第一地区にも避難ができることが望ましいと思います。 以前、避難訓練の一環で錦丸子町のホームセンターの屋上(駐車場となっており、収容可能人員は数百人以上)を使わせていただきましたが、その後同店より「津波災害警戒区域外であり、避難ビルにも該当しないので協力できない」(実際に起きた時には避難を受け入れる)とのこと、以後利用していません。 実際に避難する際、身近にある避難可能場所を少しでも多く知ることも訓練の重要な目的であると思います。 当時、同店を含めた類似施設への働きかけについて、「検討する」ということでしたが、今回の改定には反映されませんでした。 災害警戒区域に隣接した区域に同様な施設があれば「準避難ビル」や「避難協力ビル」として協力を要請し、日頃より地域防災活動にご理解していただくことが肝要と思います。 能登半島地震の事象を勘案し、想定区域内ですべてを完結するのではなく、近隣地域との協力や相互支援を日常的に行えるような仕組みづくりが必要と思われま。</p>	<p>ご指摘のとおり、津波避難ビルは津波避難訓練対象区域における居住する市民の皆様や観光客等が津波から一時的に身を守るための避難場所の確保を目的に指定しております。 このため、現状においては、対象区域外に位置する施設を津波避難ビル等に準ずる施設として扱うことは考えておりません。 静岡県においては、国からの新たな南海トラフ巨大地震の想定を受け、来年度から第4次被害想定の見直し作業に入ることとなっているため、市としても見直された被害想定に基づき、地震・津波対策の修正をしていきたいと考えております。</p>	危機管理課